

司法試験におけるいわゆるギャップタームの解消策に関する会長声明

- 1 法曹志望者の激減という現象を受け、現在、法曹養成制度に関する様々な改善が検討されているところ、その1つとして、司法試験におけるいわゆるギャップタームの解消策が検討されている。例えば、毎日新聞の平成30年5月18日付報道によれば、「法曹養成制度に関する与党検討会」が同年4月にまとめた緊急施策で、法曹コース導入に向けた法改正に加え、優秀な法科大学院生は在学中に予備試験なしで司法試験の受験を認めることも打ち出し、法務、文科両省と最高裁判所は現在、法改正の具体的な検討を進めている、とのことである。
- 2 ギャップタームとは、現行の制度において、3月末の法科大学院修了から、5月以降の司法試験受験、11月末ごろの司法修習開始までの間に8ヶ月程度の期間が存在することを指すところ、これにより、法曹志望者にとっての経済的・時間的な負担が生じ、法曹を目指すことを断念する原因の一つとなっているとの現状認識のもとに、ギャップタームの解消策として、司法試験実施時期の変更（法科大学院修了前の司法試験受験を認めるように受験要件を変更する）が取り上げられている。具体的には、司法試験の実施時期を現状より1年程度前倒しし、法科大学院既修2年目・未修3年目の前期の早い時期（例えば5月）に実施し、後期開始前（例えば8月）に司法試験の合格発表を行うなどの案が検討されているとのことである。
- 3 しかしながら、現行の制度が司法試験受験要件として、法科大学院の修了を要件としたのは、「「点」のみによる選抜から「プロセス」としての新たな法曹養成制度に転換するとの観点から、その中核としての法科大学院制度の導入に伴って、司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである」との観点から、法科大学院を修了した者に司法試験の受験要件を与えることとしたのであり、法科大学院を修了していない者に受験資格を与えることは、当初の制度理念と矛盾するものである。

また、司法試験の実施時期を大幅に前倒ししたこととなれば、司法試験の出題内容について、法科大学院の授業進度に配慮し、出題範囲を限定したり、難易度を低下させるなどの本末転倒な事態を招く危険性も高い。

さらに、法曹志望者が激減しているにも関わらず、司法試験合格者数が150

0人程度に固定化され、合格者の質の確保に疑惑が生じている現状に鑑みれば、司法試験の実施時期を前倒しすることは、勉学不十分な者が受験することで、受験者の更なる質の低下を招き、ひいては更なる司法試験合格者の質の低下を招く懸念がある。

4 そもそも、法曹志望者の激減の原因は、弁護士に対する需要を見誤り、司法試験合格者数を過剰に設定し、弁護士数を過剰に増員し続ける現在の誤った政策によって、将来不安等が生じることで法曹志望者がコストと時間をかけてまで法科大学院に進学することを回避するという点こそが主要なものであると考えられ、ギャップタームの存在は主たる原因ではない。したがって、ギャップタームの解消を行ったところで法曹志望者の減少を食い止める有効な手段にはなり得ない。意味に乏しいだけでなく、上記に指摘した制度理念との矛盾や司法試験の内容の劣化、司法試験合格者の質の低下といった重大な弊害を生じさせかねないギャップタームの解消策は、採用すべきではない。

現在必要なのは、そのような小手先の弥縫策ではなく、司法試験合格者数を減員し、有為な人材が安心して法曹への道を目指せるような政策変更を行うことである（当会の平成29年6月24日付「適正な弁護士数に関する決議」）。そもそも、法科大学院を中心とした法曹養成制度そのものが、真に合理的な制度であるかどうかが問い合わせるべき時期にあり、法科大学院ありきの現在の政策は、批判的な検討の対象とされるべきである。

5 以上から、当会は、ギャップタームの解消策として司法試験の受験要件を緩和すること、司法試験の実施時期を前倒しすることに反対する。

平成30年10月13日

長野県弁護士会

会長 金子



平成30年司法試験合格発表についての会長声明

- 1 9月11日、本年の司法試験の合格発表が行われ、総合点805点以上を得た1525人の受験者が合格者とされた。
- 2 司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識と応用能力を有するかどうかを判定する国家試験である（司法試験法第1条第1項）。司法は国民の権利保護と社会正義に深く関わるものであるから、司法試験において「必要な学識と応用能力」を適切に判定し、法曹の質を確保することは、国民に対する国の大変な責務である。

法曹養成制度改革推進会議も、平成27年6月、当面、司法試験合格者数を年間1500人程度以上とすべきであるとする検討結果を取りまとめたが、その際、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」との留保を付した。

この留保の意義については、国会の衆議院法務委員会において、政府参考人である大塙亮太郎内閣官房法曹養成制度改革推進室長が、「これは、やはり国民の権利保護の見地から法曹の質の維持を優先することとするというふうな趣旨を込めたものでありますので、この下の三行（注一前記留保部分）に沿って運用がなされることを期待したい」と答弁している（平成27年5月22日第189回国会衆議院法務委員会会議録）。政府においても、司法試験の合格判定においては、1500人以上といった合格者数の確保よりも法曹の質の維持こそを優先すべきであり、それは市民の権利保護の見地に基づく要請であって、前記留保部分はこの点に立脚した重要な運用指針であるとの見解を表明しているのである。

- 3 当会は、昨年の司法試験の合格判定が、上記の1500人程度以上という数値目標に拘泥して合格ラインを意図的に引き下げ、法曹の質の確保という市民に対する国の責務を軽視した疑義があること（平成29年10月20日付「平成29年司法試験合格発表についての会長声明」）を踏まえ、本年の合格判定に先立ち、改めて、1500人程度以上とされる合格者数の確保に拘泥せず、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請をふまえた厳正な合格判定を行うことを強く求める旨の会長声明を発したところである（平成30年7月12日付「平成30年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明」）。
- 4 ところが、近年の合格率の推移を見ると、平成26年が約22.58%、平成27年が約23.08%、平成28年が約22.95%、平成29年が約25.86%と推移してきたところ、本年の合格率は約29.11%となり、昨年より約3%上昇し、平成26年ないし平成28年に比較すると約6%上昇した。

また、合格点は、平成26年が770点、平成27年が835点、平成28年が880点、平成29年が800点、本年が805点であるのに対し、全受

験者の総合点について各年の分布を代表する中心的傾向を表す中央値（（全受験者÷2）位の受験者が得た総合点）を見ると（短答式試験不合格者と論文式試験最低ライン点未満者は中央値より低い総合点であったと擬制した。）、平成26年が604点、平成27年が679点、平成28年が725点、平成29年が659点、本年が706点であって、本年は、合格点と前記中央値の差が、昨年比でも42点縮減し、平成26年ないし平成28年に比較すれば56～67点縮減した。

これらの数値は、各年の受験者全体の得点状況との関係における合格ラインが、昨年、本年と急落したことを意味している。

5 そして、法曹志願者が激減している現状等に照らせば、受験者全体の得点能力が近年上昇した可能性などほとんど想定しえないのであるから、上記4の合格ラインの急落は、司法試験の合格レベルが、絶対評価として、昨年、本年と急落したことを意味する。

6 かかる合格レベル急落の原因が何であるかは明らかである。

例年、司法試験の合格点は5点刻み（総合点について。以下同じ）で決定されているところ、本年の合格点は805点であり合格者数は1525人であること、810点以上を得た受験者は1466人であることからすれば、本年の合格点が805点と決定された理由は、合格点を805点に引き下げて初めて「1500人」の合格者数が確保されるという点以外なく、このようにして「1500人」の数値目標に追従した結果、合格レベルは急落したのである。

本年の司法試験合格判定は、法曹養成制度改革推進会議の取りまとめの「1500人程度」以上という数値目標を墨守するがために、「法曹となろうとする者に必要な学識と応用能力」を画すべき合格判定のラインを、意図的に引き下げたものと解さざるをえない。

かかる合格判定は、司法を担う法曹の質をあまりに軽視し、市民の権利保護の要請に反するものである。取りまとめの上記留保部分を司法試験の重要な運用指針であるとする政府答弁にも背いている。

7 なお、当会は、我が国における弁護士数の適正化の観点から、司法試験合格者数を年間1000人以下とするよう求める総会決議をなしたものであり（平成29年6月24日付「適正な弁護士数に関する決議」）、本年の合格判定はその見地からも重大な疑義があることを付言する。

8 よって、当会は、本年の司法試験合格判定に対し、強く抗議する。

平成30年10月13日

長野県弁護士会
会長 金子

